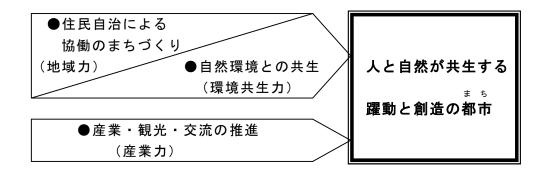
6 計画の実現・推進方策

都市計画マスタープランは、本市のまちづくりの最も上位の計画である総合発展計画の内容を実現していくために、主として都市計画の面からその基本的な方針を示すものです。

総合発展計画および本計画におけるめざすべき将来像「人と自然が共生する 躍動と 創造の都市」を実現するためには、諸施策をそれぞれ関連させながら総合的に推進する 必要があります。その柱となる推進方策として次の3つを掲げます。



6-1 住民自治による協働のまちづくり

地域に生活する住民こそがまちづくりの主役であり、地域の暮らしやすさや魅力を高めるまちづくりの実現に向けては、地域での生活に基づく住民の発意が重要であり、地域住民が主体的に取り組んでこそ成功するものです。住民自治による協働のまちづくりとは、地域力の向上により市民と行政が協働で推進するまちづくりと言えます。

(1) 市民と行政の協働によるまちづくり

本市は、1市7町の合併により平成17年に誕生した都市で、全市的なシビルミニマムの充足を図ることは大切ですが、8つの地域が有する特性や伝統・文化を互いに尊重しつつ、それぞれの地域が有機的に連携するバランスのとれたまちづくりに取り組む必要があります。

その実現に向けては地域住民による主体的なまちづくりへの参加が必要であり、めざ すべき将来像の実現をめざし住民と行政との適正な役割分担に基づいた「住民自治のま ちづくり」を確立する必要があります。

具体的な施策としては、総合発展計画の内容を踏まえ次のようなものがあげられます。

○地域協議会の設置

旧市町ごとに地域協議会を設置し、住民の意見をきめ細かく反映させる。

○住民自治組織との役割分担

住民自治組織が行政から地域の身近な業務を受託し、地域の公共的活動を行う。

○ボランティア・NPO等の育成支援

住民のまちづくりをサポートするボランティア・NPO等の育成、支援を行う。

○市民(住民組織・ボランティア・NPO等)と行政の情報ネットワークの構築 住民・行政の双方向による情報ネットワークを構築し、情報を共有化する。

○ CATVなどの高度情報・通信ネットワークの拡充

CATVなどの高度情報・通信ネットワークを段階的に整備し、地域間における情報の交換と共有化を推進する。

(2) 地域主体のまちづくりの推進

それぞれの地域において地域住民の主体的なまちづくりを推進し、「住民自治のまちづくり」を実現するためには、地域における住民組織とコミュニティ機能の強化を図る必要があります。

具体的な施策としては、総合発展計画の内容を踏まえ次のようなものがあげられます。

○住民自治組織の支援機構設置

住民自治活動に関する情報収集・提供、相談、研修などのさまざまな支援やコーディネートおよび人材育成、アドバイザー派遣などを行う支援機構を設置する。 また、住民自治活動支援給付金などの助成事業を創設する。

○住民自治組織の再編・設立

少子高齢化、過疎化などの地域の実情を踏まえて、自由民事地組織の再編や設立を支援する。

○住民自治活動の支援

住民が自主的に行う地域づくり事業に対し助成措置を講じ、住民自治組織の活性化を図る。

○地域リーダーの発掘・育成

住民自治活動を活性化するため、地域リーダーの発掘・育成を図る。

○コミュニティ施設の整備

住民自治活動の拠点となる町内会所有の公民館・集会所などの整備を支援する。

6-2 自然環境との共生

環境と共生した社会づくりは、今や全世界で取り組むべき課題と認識されています。 現代文明は多くの部分を有限な化石燃料の消費に依存し、その過程で地球環境に多大な 負荷を与え、地球温暖化や環境汚染など人類の生存にも関わる問題を生じています。

本市は、豊かな海、緑の山々、清流をたたえる川など自然環境に恵まれており、この 貴重で美しい自然を守り育て、次の世代へ継承することも都市計画・まちづくりの重要 な役割です。本市のまちづくりは、自然環境の保全と環境に配慮した生活基盤の整備を 推進し、わが国における環境共生都市のモデルをめざして自然と調和した個性的で魅力 ある都市の実現を推進します。

(1) 拡散から集約のまちづくりへ

自動車への依存度が高い地方都市では、住宅や産業施設、集客施設等の郊外部への拡散的立地が進み、低密度な市街地が膨張を続け、農地や丘陵地が宅地化されてきました。人口減少時代を迎え、これまでの市街地の拡散傾向から集約化させる方向に転換を図ります。市街地中心部への集約立地へと誘導することにより、中心市街地の活性化を図るとともに、都市基盤等の維持管理の効率化および農地・丘陵地の開発抑制による環境負荷の軽減をめざします。

全市的な都市機能は、都市中枢拠点と位置づけた本荘中心市街地への集約化を図り、 各地域の生活圏では地域拠点と位置づけた旧7町の中心市街地への集約化を図ります。 具体的な施策としては、総合発展計画の内容を踏まえ次のようなものがあげられます。

○住環境・住景観の整備

気候風土や社会情勢に対応した住宅の整備や、文化・歴史を活かす住景観づくりを 促進する。

○市街地の整備

土地区画整理事業や電線地中化事業などの推進により、街並景観に配慮した個性的で魅力的な市街地の形成をめざす。

○市街地道路網の整備

市街地内の交通渋滞緩和と交通の円滑化、商店街の活性化を図るため、市街地内の幹線街路や外周部環状道路の整備を推進する。

○駅周辺の整備

都市の玄関である駅へのアクセス道や駅前広場等の整備を図る。

(2) 自然環境の保全と活用

海・山・川といった本市が有する恵まれた自然環境を次世代に引き継いでいくために、 自然環境の保全に努めるとともに、開発整備事業においては自然との調和に十分配慮し、 自然との共生を図っていく必要があります。

さらに、環境にやさしいクリーンエネルギーの活用やリサイクルの推進により、環境 負荷を最小限にする「低炭素社会」の実現をめざすとともに、森林や水辺における自然 とのふれあい体験・学習を促進し、自然環境との共生意識の啓蒙活動を推進します。 総合発展計画の内容を踏まえ、次のような施策があげられます。

○自然保護・育成に対する意識の啓発と活動の推進

市民の自主的な清掃活動の推進や自然保護活動団体との協力を図りながら、貴重な自然を保全するために住民意識の啓発や支援を進める。

○自然環境の監視・調査体制の充実

自然環境の保全を図るため、環境監視員等によるパトロールを実施するとともに、 ごみの不法投棄防止策の充実を図る。

○ごみの減量化・資源化の促進

ごみのリサイクルや減量化・再資源化に努め、環境負荷の低減と自然との共生をめ ざす。

○クリーンエネルギーの活用

風力・天然ガス等クリーンエネルギーを活用するとともに、雪などの自然エネルギー利用開発・研究を進める。

○温泉の開発利用

温泉の開発と温泉熱・温水等の有効利用について調査・研究をする。

○親水レクリエーション機能の充実

河川緑地や親水拠点施設等の充実により、親水型河川環境の整備を進める。

○豊かな森林の保全・育成と多面的活用

長期的視野に立って植栽、保育、間伐など森林の保全・育成を推進し、国土保全や 水源涵養、保健休養など多面的な活用を図る。また、海岸林の再生保全に努める。

6-3 産業・観光・交流の推進

平成19年に日本海沿岸東北自動車道の本荘I.Cが供用開始となり、本市は本格的な高速交通ネットワーク時代を迎えようとしています。活力のある都市づくりを実現するために高速交通体系整備のインパクトを活用し、より広域的な産業誘致活動や観光・交流を推進していきます。

(1) 魅力ある働く場の創出

グローバル化した経済は、世界的な変動を繰り返しており、海外で生じた変動が大波となって我が国および地域経済に押し寄せてきています。地域産業や雇用情勢などもその影響を大きく受け、厳しい時代となっています。

しかしながら、雇用の安定・拡大、若者の定住化促進は活力ある都市づくりには不可 欠であり、日本海沿岸東北自動車道の開通を契機とする将来的な高速交通体系を視野に 入れ新規企業の誘致などを推進します。

また近年、食の安心・安全、食糧自給率の向上などの面から、農林水産業等の重要性を見直す気運が高まっており、営農組織や法人化などの経営形態のあり方と併せ、新規就労者の働く場として第一次産業を考える必要があります。

総合発展計画の内容を踏まえ、次のような施策があげられます。

○企業誘致の促進

新規立地企業の情報収集に努め、雇用拡大につながる企業誘致を推進する。

○新規創業やベンチャー企業への支援

中小企業センター等と連携を図り、新規創業やベンチャー企業への支援に努める。

○農業等の担い手の育成・支援

認定農業者や集落営農組織、作業受託組織の育成を図り、生産性の高い農業経営体の育成を進める。

新規就農者の受け入れ環境の整備や生産効率向上などの農地の流動化の支援を行う。 また、農業・畜産関係基金等の活用により、生産者支援や人材育成等に努める。

(2) 観光・交流の活性化

本市は、鳥海山や子吉川、日本海といった多様な自然資源に恵まれており、旧城下町に由来する歴史や文化遺産が今に残されています。しかし、本市が観光地として広く認知されているとは言い難く、観光客の受け入れ態勢や関連産業との連携が十分ではない状況にあるといえます。

今後は、日本海沿岸東北自動車道の本荘 I. Cの供用開始に伴い交流人口の増大が見込まれ、鳥海山を核とする秋田・山形両県の「環鳥海広域連携」の推進や都市住民との交流拡大は、地域経済の活性化を図る上で重要な要素といえます。これまでの県内客・日帰り型を脱却し、広域客・宿泊型の観光および交流を展開する必要があります。

具体的な施策としては、総合発展計画の内容を踏まえ次のようなものがあげられます。

○観光・レクリエーション拠点の整備

山・川・海の豊富な自然を活用した体験型・滞在型の観光・レクリエーション拠点の整備を進める。

○観光ルートの整備

本紙の観光拠点を結ぶルート整備、観光拠点のネットワーク化を進めるとともに案内機能の充実を図る。

○観光情報の発信

インターネットの活用により観光情報の充実を図るとともに、パンフレットやガイドマップを作成し、多様なニーズへの対応に努める。

道の駅をはじめとする観光施設の情報ネットワーク化により、タイムリーな観光情報の提供・発信に努める。